

令和5年度集団指導（介護保険全般）

- ・ コロナ対応事業所等への支援（介護サービス提供体制確保事業）
- ・ 業務継続計画（BCP）
- ・ 介護サービス事業者の経営調査
- ・ 電子申請・届出システム
- ・ 共生型サービスの推進

(令和5年5月8日発生分以降の要件)

介護サービス提供体制確保事業のお知らせ

●本事業は、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な人材確保や職場環境の復旧・改善を支援するものです。

●本表は概要を示したものです。詳細は7月以降に群馬県ホームページでお知らせします。

| 事業の対象となる要件 | | 通所系 | 短期入所系 | 入所系 | 訪問系 | 対象のかかり増し経費 |
|------------|--|-----|--------------------|-----|-----|---|
| ① | 利用者又は職員に感染者が発生した(職員に感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)が複数発生し、職員が不足した場合も含む) | ○ | ○ | ○ | ○ | <p>【緊急時の介護人材の確保に係る費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、一定の要件のもと実施された自主検査費用(介護施設のみ) <p>【職場環境復旧・環境整備に係る費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所・施設等の消毒、清掃費用(要件③は対象外) ○感染性廃棄物の処理費用(要件③は対象外) ○在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用(要件③は対象外) ○通所系サービスの代替サービス提供のための費用・代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く) |
| ② | 感染者と接触があった者(感染症と同居している場合に限る)に対応した | × | ○ | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ○自費検査費用 |
| ③ | 新型コロナウイルスの流行に伴い通所系事業所が居宅へ訪問しサービスを提供した | ○ | × | × | × | |
| ④ | 一定の要件のもと、自費で新型コロナウイルスの検査をした | × | × | ○ | × | |
| ⑤ | ①及び自主的に休業した介護事業所等の利用者の受け入れや応援職員の派遣をした | ○ | ○ | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・自主休業した事業所の利用者を受け入れた場合に対応するための職員の時間外手当等 ・職員を応援・派遣するための賃金、手当等 |
| ⑥ | 施設内療養を行った | × | ○ 小多機、看多機 除く | ○ | × | <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用 |

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「**感染症や災害への対応力強化**」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」、「**自立支援・重度化防止の取組の推進**」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「**制度の安定性・持続可能性の確保**」を図る。

改定率：+0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%（令和3年9月末までの間）

1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

○看取りへの対応の充実

・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実

○医療と介護の連携の推進

・老健施設の医療ニーズへの対応強化
・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進

○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室ユニットの定員上限の明確化

○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

・事務の効率化による通減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実

○地域の特性に応じたサービスの確保 ・過疎地域等への対応（地方分権提案）

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進
・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
・人員配置基準における両立支援への配慮 ・ハラスメント対策の強化

○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた

業務効率化・業務負担軽減の推進

・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
・会議や多職種連携におけるICTの活用
・特養の併設の場合の兼務等の緩和 ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減

の推進 ・署名・押印の見直し ・電磁的記録による保存等 ・運営規程の掲示の柔軟化

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの充実
・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化

○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
・ADL維持等加算の拡充

○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

○評価の適正化・重点化

・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し ・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）の廃止
・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

○報酬体系の簡素化

・月額報酬化（療養通所介護） ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

6. その他の事項

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
・高齢者虐待防止の推進 ・基準費用額（食費）の見直し

・基本報酬の見直し

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 (その1)

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等
- (※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】
- (※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

✦ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✦ 主な内容

- ・BCPとは
- ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割
- ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

- ▶ 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

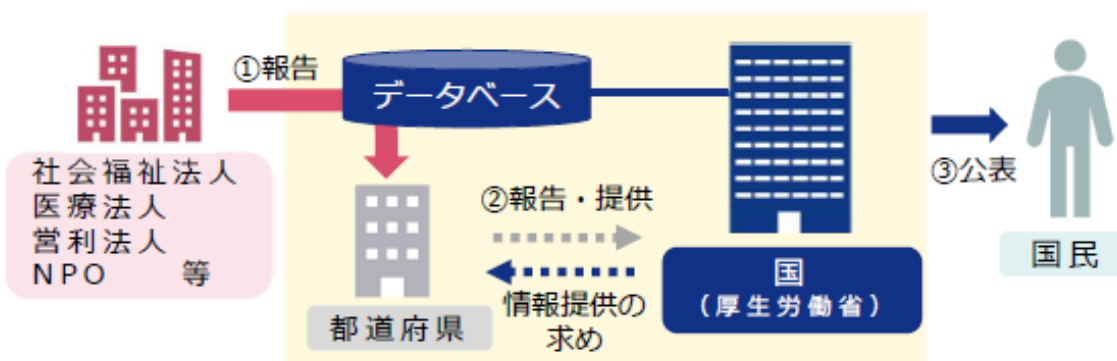
(参考) 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。

- ▶ このため、**①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。** 【施行日：令和6年4月1日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
※ 収集する内容は省令以下で規定
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス事業者情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

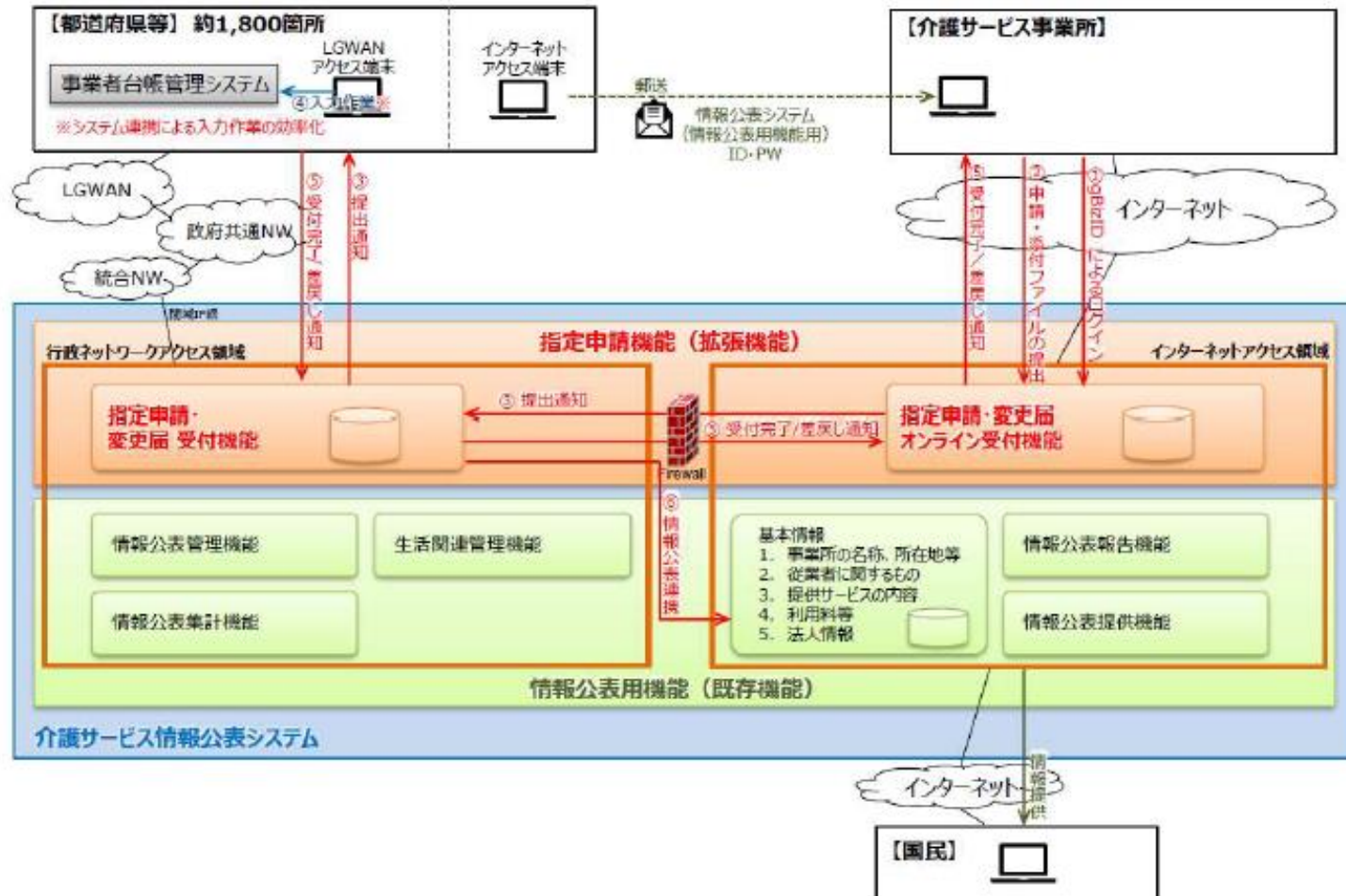
＜データベースの運用イメージ＞



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

指定申請等のウェブ入力・電子申請機能（指定申請等機能）の概要

介護サービス事業所の指定申請等の提出について、厚生労働省が運用する「介護サービス情報公表システム」の機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を可能とすることで対面を伴わない提出方法を実現します。



指定申請等機能に含まれる主な機能

| 機能 | 概要 |
|----------------------------|--|
| ①GビズID によるログイン | 介護サービス事業所が「GビズID」を用いて指定申請等機能にログインする。 ※GビズID・・・行政手続等において手続を行う法人等を認証するための仕組み (法人・個人事業主向け共通認証システム) |
| ②申請・添付ファイルの提出 | 介護サービス事業所は、オンラインにより新規指定申請、変更届出、更新申請等について、提出に必要な項目を入力、またファイルをアップロードし、提出を行う。その他、以下を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 提出した申請・届出の様式一式をダウンロードし、印刷すること。 ● 加算の届出等について、添付書類としてアップロードして提出すること。 ● 提出した申請・届出の受付状況を申請一覧上で確認すること。 ● 新たな申請・届出を行う際には、前回の申請情報に基づいて入力内容がプリセット表示されること。 |
| ③提出通知 | 介護サービス事業所からの申請・届出等の提出を指定権者に通知する。 指定権者は提出された申請・届出の様式等一式を画面にて確認して、ダウンロードし印刷する。 |
| ④事業所台帳管理システムへの入力連携 | 事業所から提出された申請・届出等について、介護サービス情報公表システムからファイルを出力し、事業所台帳管理システムへ取り込む。また、事業所台帳管理システムで入力した事業者台帳等の情報について、介護サービス情報公表システムへ取込む。(JSONの予定) ※JSON(JavaScript Object Notation)・・・データ記述言語の1つ。 |
| ⑤受付完了・差戻し通知 | 指定権者は介護サービス事業所の提出した申請・届出等の内容に不備がないことを確認し、介護サービス事業所へ受付が完了した旨を通知する機能。その他、以下を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 提出内容に不備がある場合に申請者に差し戻すこと。 ● 受付完了又は差戻しの通知時に、受付結果のコメントの記入やファイルを添付すること。 |
| ⑥情報公表用の報告内容登録時におけるデータプリセット | 指定申請等機能を用いて登録された介護サービス事業所の情報について、情報公表用の報告データを登録する際に、申請内容からデータをプリセットする機能。 |

共生型居宅（介護予防）サービスの指定申請について

(1) 趣旨

平成30年度介護保険制度改正により、『**共生型サービス**』が創設されました。

共生型サービスとは、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みのひとつであり、障害福祉サービス等事業所が同一の事業所において介護保険サービスの指定を受ける場合の特例（指定基準等の緩和）を定めたものです。これにより、障害福祉と介護保険の両方のサービスを受ける利用者や障害福祉サービス等から介護保険サービスに移行する利用者が同一事業所でサービスの提供を受けやすくなり、利用者の負担が軽減するとともに、人材や施設など限られた資源の有効活用が推進されることが期待されます。

（注）「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

共生型サービスの種別

県・中核市指定

| | |
|--------|---|
| 介 護 | <ul style="list-style-type: none">•共生型訪問介護•共生型通所介護（定員19人以上）•共生型（介護予防）短期入所生活介護 |
|--------|---|

| | |
|--------|---|
| 障 害 | <ul style="list-style-type: none">•共生型居宅介護、重度訪問介護•共生型生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）•共生型短期入所 |
|--------|---|

市町村指定

共生型地域密着型通所介護（定員18人以下）

群馬県指定

共生型児童発達支援、放課後等デイサービス

共生型サービスの種別一覧

| 種別 | 介護保険サービス | 障害福祉サービス等 | 備考 |
|------------|----------------------|---|---|
| ホームヘルプサービス | 訪問介護 | <ul style="list-style-type: none"> •居宅介護 •重度訪問介護 | 介護保険、障害福祉ともに共生型サービスがある。 |
| デイサービス | 通所介護 (地域密着型含む) | <ul style="list-style-type: none"> •生活介護 •自立訓練（機能訓練） •自立訓練（生活訓練） •児童発達支援 (重度心身障害児に係るものを除く。) •放課後等デイサービス (重度心身障害児に係るものを除く。) | 介護保険、障害福祉ともに共生型サービスがある。 |
| ショートステイ | 短期入所生活介護 (介護予防含む) | 短期入所 | 介護保険、障害福祉ともに共生型サービスがある。 |
| 多機能型サービス | 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む） | <ul style="list-style-type: none"> •【通い】生活介護 •自立訓練（機能訓練） •自立訓練（生活訓練） •児童発達支援 (重度心身障害児に係るものを除く。) •放課後等デイサービス（重度心身障害児に係るものを除く。) 【泊まり】 •短期入所 | 介護保険サービス事業者が障害福祉サービス等の指定を受ける場合のみ共生型サービスがある。 |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | <ul style="list-style-type: none"> •【通い】生活介護 •自立訓練（機能訓練） •自立訓練（生活訓練） •児童発達支援 (重度心身障害児に係るものを除く。) •放課後等デイサービス (重度心身障害児に係るものを除く。) 【泊まり】 •短期入所 | 介護保険サービス事業者が障害福祉サービス等の指定を受ける場合のみ共生型サービスがある。 |

共生型サービスの指定申請等手続き（障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービス指定を受ける場合）

指定日

原則として各月1日

申請期限

原則として指定希望日の45日前まで

提出部数

2部（正・副）

申請窓口

各指定権者（県、中核市（前橋市、高崎市）または市町村（地域密着型サービスの場合）の介護保険担当課）

申請書類

- [共生型訪問介護](#)
- [共生型通所介護](#)
- [共生型（介護予防）短期入所生活介護](#)

（注）通常の指定申請と同じ。このほか、障害福祉サービス等の種別ごとに定められている付表を添付のこと。

留意事項

申請書類を作成する前に、上記申請窓口、または県、中核市の障害福祉担当課に事前相談をお願いします。

共生型サービスの基準

共生型サービスの基準一覧

| 指定を受けている障害福祉サービス等 | 指定を受けようとする共生型サービス | 基準の概要 |
|--|---------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> •居宅介護 •重度訪問介護 | 共生型 訪問介護 | <p>【人員】 指定居宅介護又は重度訪問介護の事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者数が、当該サービスの利用者数を当該サービスと共生型訪問介護の利用者の合計数とした場合における指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>【その他】 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> •生活介護 •自立訓練 （機能訓練） •自立訓 （生活訓練） •児童発達支援 （重度心身障害児に係るものを除く。） •放課後 デイサービス （重度心身障害児に係るものを除く。） | 共生型 通所介護 | <p>【人員】 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者数が、当該サービスの利用者数を当該サービスと共生型通所介護の利用者の合計数とした場合における指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>【その他】 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> |
| 短期入所 | 共生型 短期入所 生活介護 （介護予防含む） | <p>【設備】 指定短期入所事業所の居室面積を指定短期入所と共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者の合計数で除した面積（利用者1人当たりの居室面積）が9.9平方メートル以上であること。</p> <p>【人員】 指定短期入所事業所の従業者数が、当該サービスの利用者数を当該サービスと共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者の合計数とした場合における指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>【その他】 共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> |

お問い合わせ先 [健康福祉部介護高齢課](#)居宅サービス係
〒371-8570前橋市大手町1-1-1
Tel : 027-226-2574

共生型サービスの概要

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・(介護予防)短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

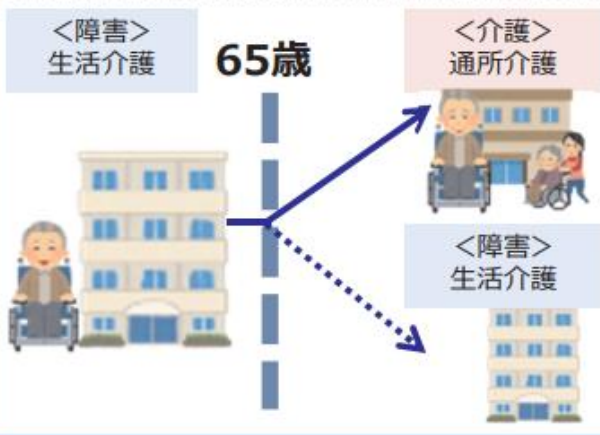
利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

①

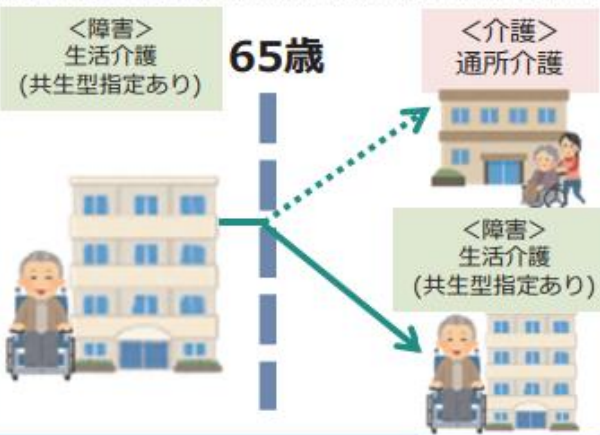
共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所可。



②

【地域の実践例】 「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意しつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの実施により期待されること

- 共生型サービスを実施することにより、具体的には以下のような地域課題の解決が可能。
※ 1事業所で介護保険サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受けることによっても同様の課題解決が可能。

① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。

② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

解決可能と想定される地域課題

似たようなサービスがあるのだけれど・・・

近所に要介護高齢者がいる。近くに介護保険のデイサービス事業所がないので、遠くの事業所まで通っている。障害者向けのデイサービス事業所は近くにあるのだが・・・

続けて同じ事業所に通いたいのにな・・・

長年、障害福祉事業所を利用していた障害者が65歳になった。本人は続けて同じ事業所を使いたいと言うが、介護保険事業所に移らなければいけないのか・・・

人材が足りない・・・

介護保険サービス、障害福祉サービスともに地域に需要があるが、それぞれ事業所を整備していくと人材が不足する。解消するいい方法はないものか・・・

役所のどこに相談すればよいのか・・・

介護保険サービスだけでは解決できなさそうな悩み、障害福祉サービスだけでは解決できなさそうな悩みは役所のどこに相談すればよいのだろうか。介護と障害、それぞれの担当窓口はあるけれど、両方にまたがる相談は受けしてもらえるのか・・・

親子で一緒に過ごしたい

障害福祉事業所の利用者の母親が要介護となった。ケアマネジャーからは、デイサービスに通って機能訓練をした方がよいと言われているが、本人は子どもと同じ事業所に通いたいと言っている。どうにかできないものか・・・

地域活動を活性化させたい・・・

介護事業所や障害事業所が中心となって地域活動を行っているところもあると聞く。多様な利用者を受け入れている事業所なら、より親しまれやすいのではないだろうか・・・

共生型サービスの
実施により解決可能

